

番号	カテゴリ	質問	回答
1	制度概要	宿泊料金に食事代が含まれているのですが、食事代を除いた料金のみが宿泊税の対象ですか？	食事代を除いていただき、消費税や入湯税等も含まない、素泊まり料金が6,000円以上の場合、宿泊税がかかります。 ※サービス料は含みます (令和7年9月25日更新)
2	納税	納入の際に銀行へ振り込みをした場合、振込手数料はかかりますか？また、電子申告の場合は電子で納税できますか？	電子での振り込みが今の段階ではできない状況です（エルタックスの導入を検討中）。 振り込み頂く際の手数料については、他の税と同じく宿泊事業者様に負担していただくこととなります。入湯税を納めていただいている施設は同じようなイメージです。
3	納税	他市のHPを見ると振り込み手数料が無料のところもある。施設によっては、振り込み手数料が宿泊税を超えてしまう場合もあるので、そこを踏まえた制度にしてほしい。	納税額が一定の金額（※）を下回る施設に関しては3か月まとめでの納付が可能です（現在検討中）。 3か月ごとの振り込みとしてご理解いただければ幸いです。
4	特別徴収	お客様へお渡しするレシートや領収書には、宿泊税を明記する必要がありますか？また、町で書式を統一する予定はありますか？	宿泊税の明記は必要です。 サービス料、消費税などと同じく、別記で宿泊税の項目を設けていただきたい。それに関するシステム改修費等については町で負担する予定です。 書式については、施設ごとにご準備していただくこととなります。
5	制度概要	お子様の宿泊税について、入湯税は小学生までが対象ですが、宿泊税は年齢による区分けはありますか？	宿泊税は年齢は関係なく、その方の宿泊料金によって課税・非課税が決まります。もし、添い寝のお子様など宿泊料金がかからない場合は非課税ですし、お子様でも宿泊料金が6,000円を超える場合は課税対象となります。
6	納税	振り込み手数料は自己負担とのことですが、今後3年後の見直し検討などで変わる可能性はありますか？	現段階では想定しておりませんでした。ご意見があった旨を持ち帰り、県とも相談検討していきます。
7	その他	町で税理士を呼んで、説明会などを開く予定はあるか？	細かく何を聞きたいのかを詳細に質問いただければ町でも検討したいと思います。必要があれば軽井沢町 税務課 地域振興税係までメールにてご相談ください。
8	納税	振り込み手数料が宿泊施設側の負担になるのはなぜですか？	銀行の振込手数料については、今回多数ご意見をいただいたため、県とあわせて協議を進めています。また、国でも令和8年9月頃から公金の納付に関してエルタックスを使える動きがあります。軽井沢町でもそれを使えるように検討していきます。

番号	カテゴリ	質問	回答
9	その他	未定の部分が多いが、最終的に納付する申告の様式や、こういった書類が必要なのか が固まるのはいつですか？ 上記が決まらないと、システム改修できない部分もあるので、すべてが決まるのがいつになるのか教えてほしい。	7月4日に条例が認められたばかりのため、これから国に申告し、県とあわせて問題ないのか確認をする段階。総務省からは3～5か月かかるといわれているため、はっきりと〇月に固まるとお答えすることは難しい状況です。我々としてもシステム改修や徴収方法等は決まり次第早急にお答えしたいと考えており、9月にシステム改修に関する説明会を行う予定であります。徴収方法の様式もその際にお答えできればと思いますが、決まっていない可能性もある。その場合は、いつお答えするのかその場でお伝えしたいと考えております。 補足として、宿泊税は県と町の合算になるため、県の様式が固まってこない、どうしても町が決められないという状況があります。そちらはご理解いただけますと幸いです。
10	事前告知	宿泊施設に対してだけではなく、宿泊に来る旅行者やOTAに対する情報発信を意識してほしい。海外のお客様への周知もあわせて意識が必要。 とくにOTAは前払いであるため、現地で宿泊税を追加でお支払いいただくことになるがそれは簡単ではない。宿泊者が支払い義務者であるとのことだが、支払者が支払わない場合に、だれが責任を持つのか等のリスクに対してどう対処するのか、宿泊税のシステムとして網羅しているのか説明してほしい。	周知に関しては、総務省の同意が完了しないかぎり公表できず、国から3～5か月ほど時間がかかるといわれております。ご理解いただけますと幸いです。しかしながら、周知期間は長く儲けたいと考えており、今年の12月までには配布物やポスターなどを施設にお配りできるよう、県にも申請しているところです（県とデザインをそろえる必要があります）。多国語については、8か国語を準備する予定です。OTAにも県とあわせて周知できるよう準備を進めてまいります。 また、納税義務者（宿泊者）が納税しなかった（宿泊税を支払わなかった）場合は、地方税法の規定に基づき、特別徴収義務者（宿泊事業者）が県に宿泊税を納入した上で、納税拒否をした納税義務者（宿泊者）に、宿泊税に相当する金額を求償することになりますが、町としても宿泊税の支払い拒否の未然防止に向け、宿泊税制度の十分な周知や、宿泊者向け説明用資料の作成・提供、また、HPでのAI回答機能やコールセンターを設置し、説明義務が果たせるよう準備してまいります。 （令和7年9月29日更新）
11	その他	宿泊施設でどのように対応するのか？等は条例が国から同意される前に、事前に決めるべき。情報開示したうえで、課題はでてくるので、早めに決定してほしい。	先行して宿泊税を導入している金沢市へ視察に行き、宿泊事業者様からの声を聴き、苦情があるのかどうかを確認したが、「海外の方は宿泊税に対してあまり抵抗がない」とのことでした。 もし宿泊税の支払いに対して、渋りがあった場合には、お手数をおかけして申し訳ないが、宿泊事業者で説明していただく必要があります。それでもご納得いただけない場合の措置としてコールセンターも準備を進めてまいります。

番号	カテゴリ	質問	回答
12	納税	宿泊税の先行地から学ぶのもいいが、どんどん情勢も変化していくので、直接、町の宿泊施設と情報接点をもつことで、気づきを増やしてほしい。また、納税については軽井沢町役場で収税できるならやってほしい。	県とあわせて対応できるよう相談していきます。 納税に関しましては、納付書は軽井沢町役場の会計課や、町内の金融機関でもお使いいただくことができます。
13	特別徴収	OTA予約などの事前決済の場合、宿泊料金の中に宿泊税がいくら含まれているのかを記載することができない。 消費税がいくらかかるのかを事前に明記しなければいけない動きがあるなかで、宿泊税はお客様が施設へ来た際にポスター等でお知らせする形で問題ないのか？	軽井沢町役場としても、HP等で軽井沢町は宿泊税がかかることを周知していく。宿泊事業者の皆様にも、HP等で周知をお願いしたい。軽井沢町の宿泊税に関するリンクを貼っていただくのでもよいです。フロントではポスターなどで周知していただきます。
14	特別徴収	10の質問について、OTAには宿泊税を記載しなくてよいという建付けになっているのですか？	O T Aを通じて宿泊予約が行われる場合の宿泊税の徴収については、宿泊施設とO T Aとの契約においてその方法を取り決めていただくべきものであり、ルールがあるわけではありません。（なお、O T Aにおいて宿泊税相当額を事前決済する場合は、宿泊者に対して宿泊税相当額が含まれることを明確に示すことを推奨いたします。） （令和7年9月29日更新）
15	特別徴収	OTAで事前にお支払いいただく場合、明記はせずに宿泊料のなかに宿泊税を含んでもよいのか？	No.14のとおり、ルールがあるわけではございませんが、O T Aにおいて宿泊税相当額を事前決済する場合は、宿泊者に対して宿泊税相当額が含まれることを明確に示すことを推奨いたします。 （令和7年9月29日更新）
16	特別徴収	アナログで領収書を作っているが、そこに宿泊税がいくらと記載する必要はありますか？	はい。サービス料、消費税、宿泊税についてそれぞれいくらかを記載してください。
17	特別徴収	食事つきプランの場合、食事代と宿泊料の内訳も明記する必要がありますか？	必ずしも明記する必要はありません。しかしながら、宿泊施設として、素泊まり料金の設定をわかるように記録しておく必要があります。
18	事前告知	自施設のホームページ等での宿泊税についての告知はどこまで載せていいのかなどの制限はありますか？	今の段階で発信していただける情報はありません。総務省の同意がでるまで、今しばらくお待ちください。今日の説明会も宿泊施設に向けたものです。
19	特別徴収	宿泊料金について、支払者と宿泊者が異なる場合、どちらに宿泊税の支払い義務があるのか？	あくまでも宿泊を行った方に義務責任が発生します。
20	特別徴収	OTAで総額前払いの場合、紹介料12%等にも宿泊税はかかってくるのか？	宿泊税は、あくまでも宿泊料に対するものなので、紹介料などはかかわってこない。
21	特別徴収	宿泊施設は、納税義務者から宿泊税を徴収する義務がありますが、万が一払わないという人がいた場合、脱税をしているのは納税義務者で、宿泊施設はしょうがないという判断になるのか？	宿泊を行う方は支払い義務があり、それを徴収する義務があるのが宿泊事業者です。納税者の方が払わずに帰ってしまう前に、必ず町にご相談いただいて、対応できるようにしたい。お客様にご説明する定型文等の準備もしたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。
22	制度概要	キャンセル料の取り扱いについて。違約金としてとるのであれば宿泊税はかからない認識でよいでしょうか。宿泊料金として、キャンセル料をいただくのであれば宿泊税はかかるのか？	宿泊のキャンセルがあった場合やチェックインがされなかった場合など、宿泊者がいないことが明らかであれば宿泊税は課されません。 （令和7年9月29日更新）

番号	カテゴリ	質問	回答
23	特別徴収	事前決済で支払いを済ませたお客様が、追加で宿泊税を現地で支払う場合、クレジットでの支払い手数料は事業者負担になりますでしょうか？	申し訳ないですが、事業者負担でお願いいたします。
24	納税	宿泊税は県と町、両方での徴収があるとのことですが、それぞれに収める必要がありますか？	軽井沢町へ、県分と町分の全額を一括して申告いただき納付していただく形になります。その後、町のほうで県税についても対応する形となります。
25	制度概要	12歳以下のお子様でも宿泊料金が6,000円以上だった場合は課税対象となりますか？	宿泊税に関しましては、年齢ではなく宿泊料金がベースになりますので。宿泊料金が6,000円を超えた場合、お子様でもきちんと徴収をしていただく必要があります。
26	その他	質問事項については、電話ではなくメールで問い合わせしてほしいとの発信がありましたが、どちらのメールアドレスに送ればよいですか？	shinkozei@town.karuizawa.nagano.jp までお願いいたします。電話でのお問い合わせにつきましては、職員数も限られている中で離席していることも多いため、すぐに対応できない可能性も大いにあるためお控えいただきたいです。また、口頭でのやり取りによる齟齬をなくすためにもメールでのお問い合わせをお願いいたします。
27	制度概要	宿泊の定義は定められおりますでしょうか？デユースでの施設利用が課税対象になるのかお伺いしたいです。	宿泊税における「宿泊」の定義を「宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として扱うもの」といたします。 （令和7年9月29日更新）
28	制度概要	例えば大人2名と子供3名で宿泊された場合には、1部屋の料金を5人で割るということでしょうか？	宿泊施設においてどのように宿泊料を取るのかによって変わってくると思います。部屋単位で宿泊料を設けている場合は、宿泊人数で割っていただくようにお伝えしておりますが、添い寝のお子様が無料だったり施設利用料のみの場合は、課税対象外になります。
29	制度概要	キャンセル料については宿泊税の対象外という認識でよいのか？	宿泊のキャンセルがあった場合やチェックインがされなかった場合など、宿泊者がいないことが明らかであれば宿泊税は課されません。 （令和7年9月29日更新）
30	特別徴収	宿泊代のビル明細に対しては、軽井沢町の宿泊税と長野県の宿泊税で分けて表示したほうが望ましいのでしょうか？	一括で徴収していただいた金額を記載していただければ結構です。納税の際にも、一括で納税していただければ、軽井沢町で対応いたします。
31	その他	報償金について、クレジットカードの手数料が当てられるとのことですが、そもそも報償金というのは、何か努力したことに対して与えられるものではないか？	クレジット決済の手数料のみを想定している報償金ではないということが前提になります。宿泊施設の中には、クレジットでの決済という形をとってない施設もあるため、クレジット手数料も含めた報償金という形でご認識いただければと思います。
32	特別徴収	OTAへの周知について、全国で宿泊税を徴収している市町村が少ないため、OTAで宿泊料を徴収してもらうのは現実的ではないのではないか？結局、現地で直接徴収することになると思うのですが、それについてはどうお考えですか？	事前決済が難しい場合は、現地で何らかの形で徴収していただくこととなります。
33	特別徴収	宿泊税込みで事前に自社のウェブサイト等でお支払いいただいた場合、ノーショーなどで100%キャンセル料がもらえる状況だとしても宿泊税分は返却する必要がありますか？	宿泊のキャンセルがあった場合やチェックインがされなかった場合など、宿泊者がいないことが明らかであれば宿泊税は課されません。 （令和7年9月29日更新）

番号	カテゴリ	質問	回答
34	特別徴収	宿泊税は現地で徴収しなくてはいけない決まりなどはありますか？事前決済でも問題ありませんか？	徴収の仕方につきましては、特に規定はございませんので、施設で決めていただいて問題ございません。
35	システム改修	サブスクリプション施設のため、月額で宿泊税をいただいております。他のサブスクリプション型施設が宿泊税をどのように導入しているのか調べたところ、月額で〇〇円上げている施設が多かった。そういう場合に対して、どのような補助金制度があるのか聞きたいです。	システム改修の補助金については、いま準備している最中でございます。ただ、現段階でサブスクリプション型施設への補助システムは考えておりません。というのも、既存システムに対するシステム改修というところに対しては検討しておりますが、使用料やリース料などに関しては、検討外となってしまいます。申し訳ございませんが、9月の説明会をお待ちください。
36	制度概要	宿泊にまつわる有料の貸し出し備品（ベビーベッドやマットレス）については、宿泊税の対象になりますでしょうか？	当該貸出料が、宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わらず請求される金額に当たらない場合は、宿泊税における宿泊料金には含みません。 （令和7年9月29日更新）
37	特別徴収	宿泊料金にお食事代が含まれている場合、ビルには別々に記載しなくてはいけないでしょうか。	個別に記載をしていただく必要はなく、今までどおり1泊2食付きでいくらという記載で問題ございません。 しかしながら、帳簿等の管理としては課税・非課税の内訳も、きちんと管理していただく必要がありますのでご注意ください。
38	その他	宿泊税の税収見込みはどの程度でしょうか？	宿泊税に関する事前調査書というものを皆様に送らせていただいております。その回答をもって、試算を行い公表してまいりますので、今しばらくお待ちください。
39	システム改修	補助金について、長野県ではシステム改修やDXに関する補助金が出るそうですが、新規の導入は対応していないとのこと。宿泊税を導入するにあたって、新規でシステム改修等を始める場合の補助金について、町で何か考えていることはありますか？	現時点では、システム改修要綱を作っている最中です。そちらをベースに軽井沢町のシステム改修についての対応可否をお伝えしたいと考えている。なので今しばらくお待ちください。 ただ、システム改修要綱についても、県の内容に準じてはいるので、皆様に改修費用をお出しできる見込みではございます。
40	システム改修	長野県はシステム改修費用のみを負担するといっているが、改修ではなく新規導入する場合にも負担してほしいという意見も多い。軽井沢町は、長野県よりも納税額が多くなる見込みの中で、県の補償内容に準ずるというよりも、さらに優遇するべきではないでしょうか？	現段階では難しい。軽井沢町単独に課税される税金であれば、軽井沢町だけで内容等も決められるのですが、やはり県と足並みを揃える必要や、ほかの市町村との調整も必要ですので、軽井沢町だけがシステムの新規導入に対して、特別に補償するということはできません。
41	システム改修	システム改修に対する補助金しか出ないのであれば、今の時点で早急にシステムを導入して、軽井沢町が補助金制度を始める際に、システム改修として補助を受けることはできますか？	今回の補助要項の中では、今年の4月まで遡った申請をしていただくような形で考えておりますので、現段階で新規で買っていただいた場合は、新規での申請という形になってしまうかと思います。
42	特別徴収	施設使用料という項目であれば、宿泊税がかからないということであれば、お会計をすべて施設使用料という形で請求してしまえば、宿泊税はかからないのではないかと？	「宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取扱うもの」であれば宿泊税が課税されます。 （令和7年9月29日更新）
43	特別徴収	キャンセル料について、宿泊税込みで事前にお支払いいただいた場合に、宿泊税分を返金するかしないかは宿泊施設側で決めてしまってもいいような気がしますが、いかがでしょうか。	宿泊のキャンセルがあった場合やチェックインがされなかった場合など、宿泊者がいないことが明らかであれば宿泊税は課されません。 （令和7年9月29日更新）

番号	カテゴリ	質問	回答
44	制度概要	宿泊税の課税開始の前の、令和8年5月31日にチェックインをして、6月2日にチェックアウトをする場合は、1日分の宿泊税をもらう必要がありますか？	はい、その通りです。
45	その他	検討委員会の設置時期はいつ頃になりますでしょうか。	観光経済課の方で設置を準備しており、近いうちに設置される予定です。今しばらくお待ちください。
46	システム改修	補助金の予算額は決まっているのでしょうか？	今回、宿泊事業者様に回答いただいている「宿泊税に関するアンケート」から、想定税収を算出し、予算準備をまいいます。お手数おかけしておりますが、補助金導入のためにも、ご協力いただければと思います。
47	制度概要	料金体系において、例えば極端な話1泊50,000円の施設において、内訳が素泊まり料金は5,000円で、残りの4万5,000円が夕朝食代ということになれば、課税対象にならないという認識でよろしいでしょうか？	制度上は、その考え方で問題はないです。ただ、もし宿泊したお客様が、宿泊税が取られなかったとSNS等で言った場合には、その理由（お料理が45,000円だった場合に、それだけの料理だと証明するなど）を説明できるようにしていただく必要があるかと思います。 ただ料金の内訳については、こちらから関与することはないので、施設の判断で適当な価格を設定していただきたいと思います。
48	制度概要	急用等により、お客様が日を跨がず（0時を回る前）に帰られてしまった場合、これは宿泊を伴わないので、課税対象外という認識でよろしいでしょうか？ ※宿泊料金として代金を頂くが、実態としては宿泊行為を伴わなかったというケース	県に問い合わせ中です。わかり次第更新いたします。
49	制度概要	宿泊とは日を跨ぐ6時間以上の滞在というような回答がありましたが、そちらは条例のどの辺りに書いてありますか？	「宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取扱うもの」を宿泊の定義といたします。 （令和7年9月29日更新）
50	システム改修	3年後に見直し検討措置が開始となり、5年後に必要なに応じて措置がされるとのことですが、3年後のシステム改修についての補助金はないのでしょうか？	現段階では、ただ決まっていなだけで、はっきり無いとはお答えできません。ただ3年後に金額が変わるというのは現段階で決まっていることなので、それを見越してシステム改修をしていただく必要があるかと思います。100円の増税に対して、全施設がシステム改修を行った場合に、補助金を出せるか？と言われると、難しい可能性も高いので、県が出さない場合は町も出すことができないと考えます。

番号	カテゴリ	質問	回答
51	特別徴収	ホームページ上などで宿泊料には宿泊税が含まれていますというのは明示しないといけないのでしょうか。それとも、宿泊施設で勝手に含む含まないを決めてもいいのでしょうか？	宿泊税が含まれているのか否かは、周知していただきたいと思います。きちんとこの金額の中には消費税もサービス料も宿泊税も含まれて〇〇円と表示するのが、サービスの1つなのかと思いますので、そこはきちんと明示していただきたいと思います。ただ、今の段階では国からの同意が下りていない状況なので、お知らせは控えていただきたいです。また、宿泊者の方への事前の告知等はタイミングを合わせていただく必要があるので、軽井沢町からのお知らせに合わせて行っていただきたいです。その際には、軽井沢町のホームページにもきちんとお知らせを載せ、そのリンクを皆さまに使用していただけるような形を考えております。
52	特別徴収	1年後の予約がすでに入っていますが、その場合は後から徴収しなくてはいけないということでしょうか？	現段階では宿泊税の徴収を始めていただくことはできません。私たちとしては、課税開始半年前の12月頃までには、きちんと示せるような形で準備をしたいと考えております。なので現時点で予約のある方に対しては、申し訳ないのですが、現地で徴収していただくなどお気を付けいただければと思います。